

第14号



発行

檜山教職員組合

定価一年間300円  
組合員の購読料は  
組合費に含む

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1  
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490  
発行責任者 白山 尚  
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp



# 2021.1.22 核兵器禁止条約

# 発効 終わりの始まり 世界は変わる

核兵器禁止条約が2017年7月に採択されてから3年半、1月22日について発効しました。これまでに52の国・地域が批准し(別表)、昨年12月の国連総会では条約参加を訴える決議への賛同は130カ国にのぼりました。

核兵器を違法とする国際法の発効は、人類史の画期です。製造や使用はもちろん「使用の威嚇」をも禁止します。条約は前文で、核兵器の使用が「壊滅的で非人道的な結末」を招くとして、「いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法は核兵器を完全に廃絶すること」と宣明します。

また、核兵器廃絶の呼びかけに示された市民的良心の役割を強調し、被爆者はじめ各国・地域の草の根の取り組みを高く評価します。

核保有国は条約を敵視し、様々な妨害行動を繰り返してきました。批准の多くは小さな国々ですが、米国はそれらの国々に批准の撤回を求めたあからさまな圧力をかけました。明らかに国家主権の侵害です。しかし、条約の発効をめざす国々は、そうした妨害や圧力に屈することなく、被爆者や市民社会と連帯し

ながら人類悲願の大きな一歩へと漕ぎつけたのです。世界はもはや軍事力で威圧する大国のものではなくなりつつあります。原爆被害者団体の木戸季市さん

## 背を向ける政府に

日本政府は条約に背を向けるばかりか、「米国の核兵器による日本防衛」を政府方針に掲げます。核兵器の先制不使用にも反対し、核兵器開発を促すという態度が明らかにされています。

被爆国政府の態度として、国際的に失望と批判の声が広がっています。同時に「日本国民は核兵器

んは次のように述べます。「核兵器の終わりの始まり」の日はきました。世界は変わります。青い地球を次世代に渡すために残された人生をささげる覚悟です」。

の被害を最もよく理解し、それを世界に伝える特別の責任があります(ICAN事務局長)と期待も寄せられています。核兵器禁止条約への参加を求める署名が提起されています。ご協力を心より呼びかけます。



私たちがよびかけています  
どうとう核兵器禁止条約発効に必要な50カ国の批准が達成されましたね!歴史的な快挙だと思いますが、これがどの程度実質的に有効性を発揮するかが大事ですね。世界から核兵器がなくなる日が本当に来るのでしょうか。それにしても、唯一の戦争被爆国である日本の態度には情けなく、憤りを感じます。  
坂本龍一(音楽家)

内閣総理大臣 殿  
唯一の戦争被爆国  
日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名  
いま世界では、核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へとすすもう、という声があがっています。多くの国ぐにが被爆者の声に耳を傾け、「核兵器による安全」ではなく、「核兵器のない世界による安全」を選択し、核兵器禁止条約を支持し、参加しつつあります。唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器廃絶の先頭にたたななければなりません。国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えています。日本政府がこの被爆者と国民の声に誠実に応えることを訴えます。  
私は、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めます。  
名前 住所  
オンライン署名はこちら  
こちらからオンラインでの署名ができます。

核兵器禁止条約の批准国・地域一覧 (2021年1月22日現在) 報道より作成

中南米 21カ国	●アンティグア・バーブーダ ●ウルグアイ ●エクアドル ●エルサルバドル ●ガイアナ ●キューバ ●コスタリカ ●ジャマイカ ●セントクリストファー・ネビス ●セントビンセント・グレナディーン ●セントルシア ●ドミニカ ●トリニダード・トバゴ ●ニカラグア ●パナマ ●パラグアイ ●ベネズエラ ●ペリズ ●ボリビア ●ホンジュラス ●メキシコ
オセアニア 10カ国	●キリバス ●クック諸島 ●サモア ●ツバル ●ナウル ●ニウエ ●ニュージーランド ●バヌアツ ●パラオ ●フィジー
アジア 8カ国	●カザフスタン ●カンボジア ●タイ ●バングラデシュ ●ベトナム ●マレーシア ●モルディブ ●ラオス
アフリカ 7カ国	●ガンビア ●ナイジェリア ●ナミビア ●ベナン ●ボツワナ ●南アフリカ ●レソト
欧州 5カ国	●アイルランド ●オーストリア ●サンマリノ ●バチカン ●マルタ
中東 1地域	●パレスチナ

# 「1年単位の变形労働時間制」人事委員会規則交渉

## 「各教委や学校の判断で活用できるものであり強制しない」

道教委



回答する道教委・小玉俊宏教育長

「1年単位の变形労働時間制」の導入を可能とするための条例化を受けて、道教委は、制度運用に必要な規則等の整備を急ぎます。しかも、都道府県ごとに整備する人事委員会規則と、服務監督教育委員会の立場で行う道立学校への導入具体化

と合わせて、交渉課題にするという乱暴な対応でした。コロナ禍の非常事態の最中に急ぐことではないとし、「4月からの導入に拘泥した、極めて不誠実な態度」と強く抗議し、問題点を指摘してきました。

これまで数回の交渉が重ねられ、1月28日に教育長交渉が行われました。教育長は「本制度は各市町村教育委員会や学校の判断により選択的に活用できるものであり、一律に適用されるものではなく、道教委として、導入を強制するものではない」と回答しました。

交渉を通じて、①個々の事情への配慮と相談体制の整備②制度適用の勤務時間は原則9時間まで③正しい計測による在籍等

時間の上限遵守が導入前提④在校等時間による規制でインターバル規制を図ることなどが確認されてきました。

一方、現在運用される「割振り変更制度」との併用をめくり、「時期により異なる制度の適用は可能」との説明が危うく、非常に使い勝手が悪い制度であること、インターバル規制の休息時間の目安が曖昧なこと、時間外勤務の上限について、過労死ラインを超える「特例」も活用可能としていることなどの問題点が明らかになりました。

教育長交渉では、「勤務時間の割振り振りは勤務条件に関する事項なので、道立学校においては校長が交渉に必ずよく周知する」と回答。市町村立学校にお

# 定員・教育予算交渉

## 対話重なる職場の総意へ

教育長

1月28日、定員・教育予算課題に関する教育長交渉が行われました。「教員の確保」「勤務時間の割振り変更の対象業務」「超勤解消」について要求。勤務時間の割振り変更の対象業務に、新たに「校外での実習や学習活動に関する打合せ業務」が加えられました。対象業務は15業務になります。他の課題については前進回答はありませんでしたが、超

勤縮減について、小玉教育長は次のように回答しました。「各学校において教員の考えをそれぞれ職場の総意へ変えていくために、対話を重ね、協働しながら職場全体で業務の進め方を見直していくことが重要と考える」。この回答を受け、規則によって「職務の明確化」を持ち込むことよりも、教職員の自発性・創造性の発揮を保障する条件整備と

教職員増が重要と指摘、「国に對して教職員定数の一層の改善を要望する」との回答が示されました。「取組を着実に実行」との従来の回答に比べ学校・職場づくりについて生かしている視点を含んでいると言います。

## 「打合せ業務」割振り対象に



質問する交渉団

## 理解図るプロセスが大事

――交渉のまとめ発言 高教組・尾張委員長

いま学校現場はコロナ対応に追われ、具体的な要求が山のようにある。そこに複雑な1年単位の变形労働時間制が道教委から降りていくわけだから、「それどころじゃない」という思いだろう。

教育長は「本制度の活用にあたっては、円滑な学校運営を図る観点から、校内全体で共通理解を図ることは重要」と回答したが、共通理解を図るプロセスが大事だ。トップダウンでは共通理解は図れない。「どうせ聞いてもらえない」となれば、自由にものをいう気力もなくなる。道教委全体として、学校現場に対して「上から目線」でなく、リスペクトする姿勢をもっていたほしい。

1年単位の变形労働時間制は、学校現場をリスペクトする制度ではない。私たちは「総意」を形成するために運動を続ける。この制度を学校現場に降ろすことで道教委と校長の責任はますます重くなるということを、ぜひ自覚されるよう申し上げたい。



## 小規模化踏まえた学校の在り方も

### 中教審答申

## 「令和の日本型学校教育」 「個別最適な学び」と「協働的な学び」 「いつでも・どこでも・だれでもICT」

中央教育審議会は1月26日、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と題する答申を発表しました。今後の学校教育の在り方全般について記述します。

コロナ禍での経験も踏まえ、オンライン教育の効用とともに、対面指導や学び合い、地域社会との関わりなどリアルな体験を通じて学ぶことの重要性も注目されたとし、ICT活用ともあ

わせ、「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な取組を強調します。その際、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、他者と協働し、他者を価値ある存在として尊重することの重要性を指摘。学校行事や児童会・生徒会活動など学校の多様な協働的活動を「日本型教育のよき」としてその取組が大切と述べます。

一方、1人1人端末整備のもと、ICT活用を駆使しながら学習指導要領

の着実な実施を求めます。ICT活用自体が目的でないとし、AI時代だからこそ協働的な学びや多様な他者との関わりが求められるとも指摘します。「すぐに・どの教科でも・誰でも」「文房具」として活用すべきとします。学習履歴などの利活用がうたわれるなか、市場化への危惧もあり、慎重な取扱が期されます。

子ども減少による学校小規模化への対応について、学校統廃合の是非は設置者の判断としながら、財政部局や首長部局などとも検討し「教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要」と記述。低中学年の分校活用、近隣地方公共団体との組合立学校の設置、小中一貫校推進などが盛り込まれます。注視すべき内容です。

答申には、少人数指導体制の整備、小学校教科担任制の導入、特別支援学校の設置基準などが盛り込まれました。